

【春日市】障害児通所支援の支給決定基準を設けます

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

令和9年4月1日から順次適用します

お子様一人ひとりが、障がいの程度や支援の必要性に応じて公平に療育を利用できるよう、支給決定の考え方を見直し、支給量の基準を定めます。令和9年度の受給者証の更新時に順次適用します。

1. 標準支給量（支給量の基準）を設定します

障がいの程度や状況に応じた**標準支給量**を定め、原則として**その範囲で必要な日数**を支給します。

放課後等デイサービス

要件	標準支給量
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 自立支援医療（精神通院）の受給者 医療的ケアが必要な児童 特別支援学校に在籍する児童	月23日まで （週4～5日）
上記以外	月10日まで （週2日）

※一定の要件を満たす場合は、標準支給量を超える日数を特例として支給します（裏面へ）

保育所等訪問支援

要件	標準支給量
保育所等訪問支援を 新規に申請 する場合 更新申請で、環境の変化などにより集団生活で不適應が生じている場合	月5日まで
更新申請 で、お子様の状態が安定している場合	月2日まで

2. （対象者のみ）診断書の提出が必要となります

【対象者】障害者手帳等をお持ちでなく、**特別支援教育を受けていない**小中学生及び高校生

更新のたびに、医師の**診断書（指定の様式）**が必要となります。かかりつけ医や定期的な受診がない場合は、診断書の準備に時間がかかることがありますので、早めの受診をお願いします。

診断書の様式は市ウェブサイトのほか、福祉支援課と子ども発達支援室の窓口に用意しています。

対象となる人には、受給者証の更新のおおむね2か月前に診断書の様式を郵送します。

※特別支援学校、特別支援学級に在籍、または通級指導教室を利用している児童は診断書の提出は不要です。



みんなで
春をつくろう

問い合わせ・相談先
春日市 福祉支援課 障がい福祉担当
092-584-1111(代)

制度の詳細は
市ウェブサイト
☛ 障害児通所支援



標準支給量を超える日数が必要な場合（特例支給）

標準支給量を基本としながらも、お子様の障がいの程度や家庭の状況、通所先での支援内容などから**標準支給量を超える日数が必要と、市が判断した場合は、特例として最大月 23 日まで支給**します。

特例支給の対象となる要件

障害児通所支援はお子様の療育や発達を支援する場です。保護者の就労や休息（レスパイト）のために支援が必要な場合、まずは、ほかのこども施策の利用をご検討ください。お子様の障がいにより、ほかのサービスの利用や家庭での保育が難しく、次のいずれかにあてはまる場合は申請してください。

① 強い行動障害や衝動性

お子様の衝動性が強く突発的に飛び出しがある、自傷・他害行為があるなど、常時見守りが必要で、家庭で過ごすことが難しく、改善のために必要な療育プログラムが多い場合

② 学校へ通学ができていない

お子様がおおむね 1 か月程度不登校の状態、授業の時間帯に放課後等デイサービスの利用が必要な場合

③ 保護者の障がい

保護者が障害者手帳等を所持しており、家庭での十分な保育を行うことが難しい場合

④ 保護者の就労等

保護者の就労等の理由により保育を必要とするが、お子様の障がい特性により放課後児童クラブの利用ができない場合 ※就労等の理由は放課後児童クラブの利用要件に準じます

保護者の就労等の理由	主な理由	要件の目安	必要書類
	就労	1 日 4 時間以上、月 1 6 日以上（日曜を除く）就労し、午後 2 時から 4 時まで家庭にいない	就労証明書
	妊娠・出産	出産日前後 8 週間程度	親子（母子）健康手帳の写し
	疾病	病気、負傷、心身に不調がある	診断書
	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している	介護保険証など介護の状況を示すもの

令和 9 年度に限る特例（令和 1 0 年 3 月までの経過措置）

⑤ 障害者手帳の取得に向けて手続きを進めている場合

障害者手帳の取得に向けて、医療機関を受診する、または児童相談所で判定を受ける予定がある

⑥ 生活環境の変化に向けての準備期間として支援が必要な場合

保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブの利用や留守番などが必要だが、次のような障がい特性があり、環境への慣れや練習の期間として標準支給量を超える日数が必要な場合

・癇癪（週 3 回以上）・聴覚過敏 ・怪我を有するような友人トラブル ・道路への飛び出し

特例支給の申請方法

《申請時期》 特例支給の開始を希望する 1 か月前まで（更新の場合は、支給期間終了の 1 か月前まで）
※審査にはおおむね 1 か月程度かかります

《提出書類》 (1) 保護者と相談支援事業所それぞれから「**申立書**」
(2) **就労証明書**など要件に応じた必要書類
(3)（通所中の場合のみ）現在の通所先で作成した「**個別支援計画**」

特例支給の要件や申請方法についてご不明点がありましたら、障がい福祉担当へ問い合わせください。